

公務員関係判例研究会 平成 28 年度 第 8 回会合 議事要旨

1. 日時 平成 28 年 12 月 15 日 (木) 16:00~17:40

2. 場所 中央合同庁舎 8 号館 8 階特別大会議室

3. 出席者

(会 員) 秋山弁護士、阿部弁護士、石井弁護士、石津弁護士、植木弁護士、牛場弁護士、大原法務省訟務局付、大森弁護士、木村弁護士、鈴木弁護士 (座長)、長屋弁護士、野下弁護士、松崎弁護士、峰弁護士、森末弁護士、山田弁護士 (五十音順)

(事務局) 内閣官房内閣人事局 加瀬内閣審議官、野井内閣参事官、平山人事制度研究官、森調査官、鈴木争訟専門官、畠田争訟専門官

4. 議題：最近の裁判例の評釈

○退職手当の一部 (7 割) を支給しない旨の退職手当支給制限処分の適否について争われた裁判例

5. 議論の概要

(1) 最初に、会員の一人から、次のとおり、議題に関する報告が行われた。

○ 岩手県立高校教諭退職手当等請求事件 (盛岡地裁平成 26 年 12 月 19 日判決、季刊公務員関係最新判決と実務問答 2 号 21 頁。以下「本件判決」という。) は、酒気帯び運転で検挙されたことを理由に、平成 22 年 10 月 20 日付けで懲戒免職処分及び一般の退職手当の全部を支給しない旨の退職手当支給制限処分 (以下「前回の退職手当支給制限処分」という。) を受けた岩手県立高校の教諭であった X が、上記両処分の取消しを求めた前回訴訟において、前回の退職手当支給制限処分の取消しが確定後、処分行政庁が、平成 26 年 3 月 18 日付けで一般の退職手当の一部 (7 割) を支給しない旨の退職手当支給制限処分 (以下「本件退職手当支給制限処分」という。) をしたため、X が、一般の退職手当等全額及び慰謝料の支払を求めるとともに、本件退職手当支給制限処分について、主位的に同処分が無効であることの確認を、予備的に同処分の取消しを求めた事案である。

本件判決は、本件退職手当支給制限処分について、X が受領すべき一般の退職手当が相応に減額されることはやむを得ないのであって、一般の退職手当等の 7 割を支給しないこととするのは、これをもって直ちに社会通念上著しく妥当を欠き、処分行政庁が裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものということまではできないなどと判示して、X の請求を棄却した。

○ 民間の退職金請求の事案においては、裁判所が退職金の支給割合を示してその支払を命じる裁判例があるが、公務員の場合は、通常、まず退職手当の全部支給制限処分がされ、その処分自体が争われることから、退職手当の支給割合を示すという判断はされない。本件判決は、退職手当の一部不支給処分について、7 割を不支給とすることの是非が争われた裁判例であり、支給割合に関する判断について公刊物

に公表されたものとしては初めてのものである。

- 公務員の退職手当の一部不支給処分をするに当たっては、平成 20 年の国家公務員退職手当法の改正の趣旨を踏まえ、職責（職務の内容、管理職かどうか）、懲戒免職処分を受けることとなった非違行為が公務に直接関係のある行為か、あるいは、私生活上の行為かという点について、特に、重視して検討すべきではないか。

(2) 続いて、会員間の討議が行われた。

- 民間の場合、飲酒運転や痴漢行為で免職となっても、中には、強制わいせつ事案の場合でも退職金（おおむね 3 割程度）を支払うよう判断された事案がある。民間の方が、公務員の場合よりも認められやすいのか。これは、退職金の賃金後払い的性格が重視されたためかと思われる。
- 京都地裁判決で、懲戒免職の場合は退職手当の全部を不支給とする運用が認められなかったが、地方自治体への影響は大きかった。条例の条文を懲戒免職の場合は退職手当の全部を支給しない、特段の事情があれば、一部不支給することができるというような内容に改正している自治体も出てきている。
- 本件判決の場合、人身・物損事故を伴わない酒気帯び運転で、管理職職員でもないケースであるが、このようなケースは、以前は懲戒免職処分とするのが処分として重過ぎるのではないかという議論がされていた事案である。裁判所によっては、懲戒免職処分は重過ぎるという判断も十分にあり得るケースであるが、本件判決は、懲戒免職処分の適法性を認め、退職手当の支給を 3 割に制限している。これは、懲戒免職自体の適法性の判断のハードルを下げて、退職手当の支給額で調整しようという考えなのであろうか。
- 裁判所が認める処分が重くなっているのではあろうか。事案によって結論は全然違うが、最近も、酒気帯び運転の車両に同乗しているだけで懲戒免職を認めたケースがあった。また、物損・人身事故を伴わずに原付バイクを飲酒運転して検挙され、罰金 30 万円の刑を処せられた福岡市職員が懲戒免職となった事案で、福岡地裁が懲戒免職処分を取り消したが、最高裁もその判断を相当と認めたものがあった。
- 民間の場合で、横領によって懲戒免職（その後死亡）となったケースで、横領した損害賠償の請求を免れるために相続放棄したが、退職金については、その請求権が相続財産ではないとして、請求した事案があった。公務員の場合も退職手当請求権は相続財産でなく遺族固有の権利に当たるので、同様のことが起こりうる。
- （懲戒免職の場合）公務員の退職手当は支払わないのが原則、民間であれば支払うのが原則のように思われるが、それは、退職手当の性格が全く違うからなのか。
- 民間の事案であるベニス事件では、原則は退職金を支払うが、それまでの勤続の功を抹消してしまうほどの著しく信義に反する行為があったという例外的な場合には支払わなくてもよいという判示が判断枠組みとなっている。
- 平成 20 年の改正は、民間の考え方も取り入れようという流れがあったのだろうが、公務員の退職手当の性格は、相変わらず従前のとおり、民間の退職金とは性格が違うということだろうか。
- 平成 20 年の国家公務員退職手当法の改正は、警視庁の事案が発端となって、死亡退職手当の不支給条項や、返納条項がないことが問題となって、その手当が必要になったことに伴い、退職手当の一部不支給条項や返納条項を設けるなど大幅に制度

を見直したものであった。

- 退職手当の返還を遺族に求める場合は、生計の状況を考慮の上返納を求めることができるという規定になっているが、本人に返納を求める場合は、特にそのような規定にはなっていない。
- 懲戒免職は、それほどめったに発令しない処分で、それまでの功績を一挙になくすような場合に懲戒免職に処するのであるから、その場合に退職手当を支給しないのは、おかしい考えではない。条例においても懲戒免職の場合に退職手当を支給しないと規定してしまえば支給できないことになる。支給したら、法令違反になってしまう。
- 国家公務員退職手当法、国家公務員退職手当法施行令には、支給制限処分をする場合に考慮すべき事項を規定しているが、家庭状況を考慮する必要があるとは規定されていないので、上記法律、政令に列挙されている事情しか考慮できないのではないか。

(3) 次回会合は、平成 29 年 1 月 19 日（木）に開催することとした。